

## 和寒町省エネルギー促進支援事業補助金交付規則

(平成 23 年 3 月 30 日規則第 1 号)

### (目的)

第 1 条 この規則は、地球温暖化に向けて家庭部門の二酸化炭素排出量の削減を図るため、太陽光エネルギーを利用した発電システム及び石油代替エネルギーを利用したストーブ並びに既存住宅の省エネルギー改修に係る費用の一部を助成し、化石燃料等既存エネルギーからクリーンなエネルギーの導入促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 住宅又は店舗等を兼用する住宅に設置する太陽光により発電した電気を利用する一連のシステムをいう。
- (2) 木質ブリケットストーブ 木くずなどの木質原料を高圧で圧縮して整形した木質ブリケットを燃料として使用できる暖房機をいう。
- (3) 木質ペレットストーブ 木くずなどの木質原料を高温で加熱して整形した木質ペレットを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。
- (4) 木質バイオマス燃料ストーブ 木質ブリケットストーブ又は木質ペレットストーブをいう。

### (補助対象事業)

第 3 条 この規則における補助対象事業は、住宅用太陽光発電システム設置事業（以下「発電システム設置事業」という。）及び木質バイオマス燃料ストーブ設置事業（以下「燃料ストーブ設置事業」という。）並びに省エネルギー住宅改修事業（以下「省エネ住宅改修事業」という。）とする。

### (補助対象者)

第 4 条 前条の補助対象となる者は、本町に住所を有する者又は第 9 条に規定する実績報告書を提出するときまでに本町に住所を有することとなる者、かつ、補助対象者本人及び当該補助対象者の同居の家族が公租公課を完納している者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 一般住宅（店舗等との兼用住宅を含む。）に太陽光発電システム（中古品を除く）を設置し、電力会社と電灯契約を締結する者
- (2) 木質バイオマス燃料ストーブ（中古品を除く）を設置する者
- (3) 省エネ住宅改修事業は、一般住宅（店舗等との兼用住宅を含む。）の建築年数が補助金申請時において 10 年以上経過している者
- (4) 借家に設置又は借家を改修する場合は、所有者の承諾を受けている者

### (補助対象経費)

第 5 条 発電システム設置事業の対象となる経費は、別表に掲げるものとし、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程（平成 20 年度 J-PEC 第 0810-0007 号）の対象システムの基準に適合するものとする。

2 燃料ストーブ設置事業の対象となる経費は、木質バイオマス燃料ストーブの税抜きの本体価格とし、補助対象者において2台を上限とする。

3 省エネ住宅改修事業の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 次のアの工事、又はアと併せて行うイからエの工事

ア 窓の断熱改修工事

イ 床の断熱改修工事

ウ 壁の断熱改修工事

エ 天井の断熱改修工事

(2) 改修部位は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第74条第2項の規定に基づく「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施行及び維持保全の指針」に定められた国土交通省告示第378号に照らして、改修前にこれらの基準を満たさない部位が、改修によって基準を満たすこととなるものとする。]

(補助金の額)

第6条 発電システム設置事業の補助金の額は、太陽電池の最大出力の値(kwを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入したもの)に3万円を乗じて得た額として15万円を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 燃料ストーブ設置事業の補助金の額は、1台につき補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内として15万円を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 省エネ住宅改修事業の補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内として15万円を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 第3条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）及び公租公課納入状況調査承諾書（別記様式第2号）のほか次の各号に規定する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 発電システム設置事業

ア 収支予算書（別記様式第3号）

イ 経費の内訳が明記されている見積書又は契約書の写し

ウ 太陽光発電システムの最大出力値、形状、規格、構造等が確認できるもの

エ 太陽光発電システムを設置しようとする住宅の位置がわかるもの

オ その他町長が必要と認める書類

(2) 燃料ストーブ設置事業

ア 経費の内訳が明記されている見積書等の写し

イ その他町長が必要と認める書類

(3) 省エネ住宅改修事業

ア 経費の内訳が明記されている見積書等の写し

イ 住宅の改修内容がわかる平面図及び改修図

ウ その他町長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類及び必要に応じて現地調査等により当該申請の内容を審査して、適正と認めた場合は補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により通知する。

(実績報告)

第9条 前条により補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは補助事業実績報告書(別記様式第5号)のほか、次の各号に規定する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 発電システム設置事業

ア 収支決算書(別記様式第6号)

イ 太陽光発電システムの設置状態を示す写真

ウ 太陽光発電システムの設置費に係る領収書の写し

エ 電力会社との電力受給契約書の写し

オ その他町長が必要と認める書類

(2) 燃料ストーブ設置事業

ア 木質バイオマス燃料ストーブの設置状態を示す写真

イ 木質バイオマス燃料ストーブの購入に係る領収書の写し

ウ その他町長が必要と認める書類

(3) 省エネ住宅改修事業

ア 住宅改修の状態を示す写真

イ 住宅改修工事に係る領収書の写し

ウ その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定及び交付)

第10条 町長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容の審査及び現地検査を行い、要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(別記様式第7号)により補助金の交付決定者に通知を行い、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消等)

第11条 町長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 事業を中止又は廃止したとき

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金を受けたとき

(3) 補助金の交付の日から8年以内に設備及び住宅改修箇所の撤去又は機能を廃止した場合

(定期報告)

第 12 条 発電システム設置事業の補助金を受けた者は、運転開始の翌月から 1 年間、半年ごとに運転状況報告書（別記様式第 8 号）を作成し、町長に報告しなければならない。

2 燃料ストーブ設置事業の補助金を受けた者は、設置した年度及び翌年度について、年度ごとに利用状況報告書（別記様式第 9 号）を作成し、町長に報告しなければならない。

（補助回数）

第 13 条 発電システム設置事業及び省エネ住宅改修事業の補助金の交付は、各事業ごとに同一住宅または同一人について 1 回限りとする。ただし、燃料ストーブ設置事業については、この限りでない。

（利用状況の公開）

第 14 条 町長は第 12 条の報告について、そのデータ（個人名を除く。）を公表することができる。

（その他）

第 15 条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（規則の失効）

2 この規則は、平成 25 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

（規則失効に伴う経過措置）

3 規則第 11 条及び第 12 条の規定は、同規則の失効後においてもなおその効力を有する。

別表（第 5 条第 1 項関係）

太陽電池モジュール
架台
インバータ・保護装置
接続箱
直流側開閉器
交流側開閉器
配線・配線器具の購入及び据付に要する費用
設置工事に係る費用
余剰電力販売用電力量計
発電電力を測定できる機能を有した機器